

○東京藝術大学預り金事務取扱要項

〔平成29年2月7日
学 長 裁 定〕

改正 平成29年9月1日

(目的)

第1条 この要項は、東京藝術大学会計通則、東京藝術大学経理規則、東京藝術大学会計事務取扱要項及び東京藝術大学出納事務取扱要項に定める預り金に関し管理責任を明確にし、適正な会計処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において預り金とは、業務運営上、本学が取扱い管理する必要があると認められた金銭で、本学の収入又は支出とならないものをいう。

2 預り金の種類は、東京藝術大学会計事務取扱要項第10条に規定する。

(保管及び管理)

第3条 預り金の保管及び管理は、経理責任者の統括の下に出納責任者が行うものとする。

2 出納責任者は、預り金の出納事務に当たっては東京藝術大学出納事務取扱要項を準用する。

3 預り金は、原則として、その目的ごとに金融機関の口座を開設し管理するものとする。

(預り金の精算)

第4条 預り金は、その目的が完了したときは、精算を行い、残額は返還するものとする。

(記帳)

第5条 出納責任者は、所掌する預り金の受け払いの都度、現金出納簿に記帳しなければならない。

(月次収支報告)

第6条 出納責任者は、所掌する預り金について、現金出納簿の写しを総括出納責任者に提出しなければならない。

(開設、廃止及び変更)

第7条 出納責任者は、新たに預り金として受け入れの必要が生じたとき、口座開設者の変更があったとき又は預り金として管理がなくなつた場合は、預り金開設・変更・廃止申請書(別紙様式1)を経理責任者に提出し、承認を受けなければならない。

(監査)

第8条 預り金の会計処理は、監査の対象とし、別に定めるところにより実施するものとする。

(返還金の取扱)

第9条 第4条により返還金が生じた場合で、本人から返還請求を要しない旨の申し出があったとき又は返還が確定した日から3年経ても返還請求が行われなるときは、本学の収入として受け入れができるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年9月1日から施行する。

(元号) 年 月 日

経理責任者 殿

出納責任者

印

預り金開設・変更・廃止申請書

東京藝術大学預り金事務取扱要項により、下記のとおり申請します。

記

区 分	摘 要
開 設 者 〔実際に事務を行う出納責任者〕	[]
目 的	
(予定) 口座開設金融機関 及び 口座名義	
備 考	(参考資料を添付)

※口座名義は、原則として、課長・事務長又は出納責任者とすること。

.....

上記、許可します。

許可年月日：(元号) 年 月 日

経理責任者

印